

本保証は、2016年4月1日以降、パナソニックコンシューマーマーケティング株式会社（以下「PCM」）の指定販売店（以下「販売店」といいます）が、本保証対象商品（以下「対象商品」といいます）ご購入者様に本保証規約に同意の上、お申込いただけたとき、メーカー保証書に本保証専用スタンプ（5年保証スタンプ）を押印し、販売店名を記載または押印のうえメーカー保証書を発行した対象商品または本保証専用の「パナソニックの店 延長修理保証 保証書」を発行した対象商品につき、下記別表に定める対象商品に発生した故障の無料修理（以下「保証修理」といいます）をご購入者様に対し以下の要領で行なうことを約するものです。なお、当該販売店が対象商品ご購入者様に対し負った保証修理に関する責任は、本保証運営会社であるテックマークジャパン株式会社（以下「TMJ」といいます）とPCMによって保証されます。

本保証は、メーカー保証を含め5年間の延長修理保証です。

なお、本保証を受けるにあたり、購入時に交付される対象商品の「本保証専用スタンプ」が押印された「メーカー保証書」または専用の「パナソニックの店 延長修理保証 保証書」以下、総称して「延長修理保証書」といいます）が必要となります。

1. 本保証お申込販売店でお買上げいただいたパナソニックパソコンが対象です。また、修理のご依頼は本保証お申込販売店へお申し出下さい。尚、メーカーが実施する「パソコンイックサービス」で修理した場合は本保証の対象となりません。
2. 技術料・部品代・出張費用を含めた修理費用が購入日よりメーカー保証期間を含めお買上げ日から5年間無料となる保証です。尚、メーカー保証期間中は、メーカー保証が優先されます。
3. 修理保証限度額は、各対象商品のご購入価格（消費税を含まず）となります。
但し、

*業務用商品及び業務用に使用された商品を除きます。

*一部保証対象外部品及び保証対象外作業があります。

*出張費が一部有料となる場合があります。

*本保証の対象商品は、変更されることがあります。

4. 保証期間中、取扱説明書及び本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障が生じた場合は、本保証お申込販売店に延長修理保証書を提示の上修理依頼ください。

5. 修理をご依頼の場合には、プログラム、データ、記録媒体、純正でない部品・機器・付加物及び改造を、事前に機械から取り外していたときなど、これらのはずれかが、機械に記録又は付加された状態で本保証お申込販売店指定業者に引渡された場合には、ご購入者様がこれらに対する権利を放棄したものとさせていただきます（データ保存復旧はできません）。工場出荷状態となる場合があります。）修理のための交換部品又は機械は、良好に移動する部品又は機械どし、交換された旧部品又は機械は本保証お申込販売店又は本保証お申込販売店指定業者の所有となります。

6. 次のような場合には、保証期間内でも、本保証の保証修理の対象とはなりません。

1) 延長修理保証書の提示がない場合

2) 延長修理保証書にお買上げ日、ご購入者様の氏名、住所、電話番号、市外局番含む、販売店名の記載が無い場合、あるいは字句を書き替えられた場合

3) 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって生じた故障及び損傷

(1) 対象商品の自然消耗・摩耗さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色、その他類似の事由またはねずみ食い・虫食い等によって生じた損害

(2) オプション製品・部品、ソフトウェア、PCカード・マウス、その他特に当社が定める対象外製品（消耗品）、購入後追加された部品（拡張ボード／拡張メモリー等）、バッテリー、乾電池、周波数変更交換部品

(3) 使用上の誤り、または不当な修理や改造による故障及び損傷

(4) 火災、地震、水害、落雷、塩害、ガス害、その他の天災地変ならびに公害や異常電圧その他の外的要因による故障または損傷

(5) 地盤変動または地盤沈下による故障または損傷

(6) 対象商品以外の財物に起因した故障または損傷

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穡がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）による故障及び損傷

(8) 燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物、原子核分裂生成物含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれら特性による事故に起因する故障及び損傷

(9) 保証対象商品の西暦による年号を電子的に表示、認識または処理する機能を内蔵するものに關するかかる機能の設計上の問題に起因する日時認識エラーにより発生する一切の故障 不具合

(10) ソフトのバグ、コンピューターウィルス等による故障

(11) プラウン管LCDパネル及びシクラウトの経時による劣化、輝度の低下、フォーカスの劣化、蛍光体の焼き付け等)

(12) メーカーロコールまたはメーカーが取替えを認めたとき

(13) 本製品の移動、誤用、不注意、消耗品の使用及び改造又は付加CPU、マザーボード、ハドディスクドライブ等の部品交換、調整を含みます）により生じた本製品の故障及び損傷

4) 業務用に使用された場合の故障及び損傷

5) 一般家庭用以外（例：車両、船舶への搭載）に使用された場合の故障及び損傷

別表

主に下記に掲げる商品の対象外「部品」「作業内容」は、延長修理保証の対象外となりますので、ご留意ください。

● 詳細は「パナソニックの店 延長修理保証 保証規約 パソコン専用」をご覧ください。

商品名	主な対象外 部品	主な対象外 作業内容
パソコン	●バッテリー（内蔵型含む） ●付属品一式（ACアダプタ、ACコード、外付ドライブを除く） ●各種別売品一式 ●外装部品一式（ヒンジ、ラッチ等を含む）、装飾品 ●コネクタ、ジャック部品等の破損（ACアダプタ、LAN、USB等） ●ソフトウェア（OS、OS、アプリケーション等を含む） ●B-CASカード類	●部品交換を伴わない手直し、調整作業 ●ソフトのインストール作業（OS、OS等を含む） ●クリックサービスで修理を行った場合 ●インターネット等の不具合で対象商品以外（LANケーブル、モデム等）の機器が故障原因の場合の修理作業 ●商品の設置に起因する故障の修理作業

* 対象商品でも、一般家庭用以外（例：業務用の使用や車両・船舶への搭載）に使用された場合の故障及び損傷は対象外

* メーカー保証書記載の「持込修理」対象商品で出張した場合の出張費用は対象外

* 取扱説明書記載の本来ご購入者様に処置していただきべき「お手入れ」「点検」及び「消耗品の交換」は対象外

* 上記商品に関係なく以下の内容のものは対象外

・商品にまたぐ異常の無かったもの、故障でないナンセンスコード、故障症状の再現しないもの

・修理完了後3ヶ月以内に、同一症状・同一個所（同一部品）で再度故障が発生した場合の修理

・外的要因や使用上の誤りによる故障及び損傷修理

* 上記商品に使用されている電池交換（充電式電池含む）やご購入者様の使用方法による不具合の改善作業及びオーバーホール作業は全商品対象外

